

■史料紹介

日本共産党第三回(「五色温泉」)大会 決定の宣言，規約

解題：犬丸 義一

本文書は、私が『日本共産党の七十年』（1994年5月、新日本出版社、本来1992年の筈だが、野坂問題などがあって刊行がおくれる）の準備中に入手したものである。元来は、1987年にソ連共産党と接衝して日本共産党が正式に入手したものである。

私は村田陽一編『初期日本共産党とコミンテルン』（1993年、大月書店）に収録されると思っていたが、刊行されてみると、なぜか収録されていなかった。そこで、第三回大会の70周年の1991年の12月に公表を試み、一定の努力をしたが、公表することができなかった。今回おくれればせながら、第三回大会80周年に公表を企てたものである。

本立党宣言と規約は、1926年12月4日、山形県五色温泉宗川旅館の二階離れで午前10時から午後4時迄に開かれた日本共産党第三回大会で審議され、決定されたものである。

立党宣言は、「創立大会宣言」とされ、福本和夫執筆で、同大会で福本和夫から朗読説明され、審議・可決されたものである。これは、「佐野文夫予審顧問調書」（『現代史資料』20、「福本和夫予審顧問調書」（『初期日本共産党史資料』村田陽一編『初期日本共産党とコミンテルン』1993年、大月書店所収）、「門屋博予審顧問調書」（大原社会問題研究所所蔵資料）によって確認することができる。

大会当日の議事は、佐野文夫の調書が詳細である。それによれば、次の通りである。

規約は、佐野文夫が朗読・説明したが、第一次共産党規約が「英国共産党規約」と偽称したように、「米国前衛同盟規約」と偽称していたことがわかる。「政治運動方針」は、渡辺政之輔が朗読・説明し、可決された。また「労働組合方針」も渡辺が朗読・説明、可決している。この要旨については、佐野のこの予審調書に述べているものが残されているにとどまっている。

渡辺が、中央委員会から中央委員の原案を提出させ、それに基づいて審議したらどうか、ということではかり、異議ないということで、渡辺が原案を朗読して異議なしとして決定、氏名は次の通りであった。

中央委員、佐野学、徳田球一、市川正一、佐野文夫、福本和夫、渡辺政之輔、鍋山貞親、同候補者、三田村四郎、中尾勝男、国領五一郎、杉浦啓一、河合悦三、統制委員長、荒畑勝三。

荒畑に対しては、佐野が翌年一月中旬頃、荒畑の出獄後間もなく、承諾を求めた処、返事は待てということで、3月初め、統制委員長は辞退するが、細胞会議には出席するという返事を市川正一に対してしている、と佐野は述べている（346頁）。

中央委員の選任が終ると、佐野が閉会を宣言し、午後7時頃迄懇親会を開き、同所に泊った。翌5日午前10時頃、佐野、福本、渡辺、三田村、中尾の5名は、新中央委員会を開くため、一足先に旅館を出発し、米沢市小野川温泉に行った。

新中央委員会では、中央委員の鍋山が日本に不在で、三田村四郎を正中央委員、又佐野学、徳田、市川が入獄中で不在だったので、出獄迄中尾勝男を正中央委員にした。また、中央委員の役割分担として、中央委員会議長・佐野文夫、政治部部长・福本和夫、組織部部长・渡辺政之輔、無産者新聞主筆・佐野学、「コミンテルン」の駐在日本代表者・徳田球一、と定め、中央委員会直属の専門部機関として、宣伝部委員会、機関誌編集部委員会、政治部委員会、組合理部委員会、農民部委員会、「インテリゲンチヤ」部委員会の六つの委員会を新設し、福本和夫が、宣伝部、政党部、「インテリゲンチヤ」部の各委員長、佐野学が、機関誌編輯部委員長、渡辺政之輔が組合理委員長、佐野文夫が農民部委員長に選任された。また、中野尚夫が大会の前から一人中央事務局で大会後も続した。

なお、原史料については、原文を忠実に再現することを心がけた。

- ① 誤記・誤字と思われる場合も原則としてそのままとした。
- ② 旧漢字の場合は旧漢字のままとした。「党」と「黨」など、新字と旧字が併用されている場合も、そのままとした。
- ③ 仮名使いも同様に、旧字のまま、および記述のままとした。ただし、変体仮名の「ふ」については、「な」をもって置き換えた。
- ④ 読点については「、」をもって置き換えた。

(2006年12月4日、第三回大会80周年を記念して)

(いぬまる・ぎいち 元長崎総合科学大学教授)

宣 言

——一九二六、一二、四——

日本共産黨立黨宣言

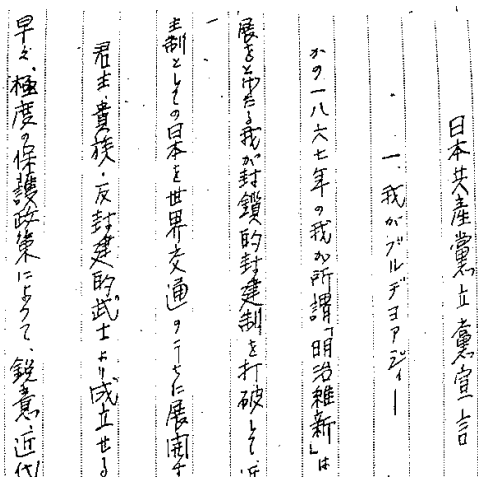
一、我がブルジョアジー

かの一八六七年度の我が所謂「明治維新」は、七百年間その典型的發展をとげた我が封鎖的封建制を打破して、近代的、統一的、專制的君主制としての日本を世界交通のうちに展開することゝなった。

君主、貴族、反封建的武士より成立せる明治新政府は、その樹立早々、極度の保護政策によって、鋭意、近代資本主義經濟制度の成立並に展開に急いだ。こゝに於てか、我日本は、東洋に於て、先づひとり後進資本主義国として自らを出発せしむることゝなった。

新政府樹立後、未だいくばくも經ずして、專制政府に対する所謂立憲運動の抬頭をみた。この運動は、ついに英國式（政黨政治的）憲法制定論に対する普國式憲法制定論の勝利に歸し、一八八九年度所謂欽定憲法の宣布をみることゝなった。

我立憲運動のかゝる帰趨は、我が專制的君主制から我がブルジョアジー独自の新政治形態への過渡變革が極めて不徹底に終始したことを意味するものである。而してかくの如きは、正に我がブルジョアジーが当時未だなほその独自の政治形態を主張し樹立し得るまでに成熟してゐなかつた必然の結果であつた。



「宣言」原本の一部（複製）

かくの如くして、我がブルジョアジー自らの政治的發展は、右立憲制樹立後暫くにして急速に展開確立しはじめたるその經濟的發展にまたなければならなかった。

日清、日露の戦役（一八九四—一五年・一九〇四—五年）、殊に日露戦役に於ける勝利の後、その所謂産業資本（主として軽工業中心の産業資本）を確立しもって、世界資本の帝国主義的展開の一環として自らを形成し始めた我が後進資本主義は、世界大戦（一九一四—一九一八年）中に於て、その急速高度の飛躍をとげた。すなはち、こゝに我が資本主義は重工業中心への轉換を開始した。しかも更にかゝる急速なる發展の過程は、同時にまた産業資本より金融資本への急速なる轉化過程を内包し準備するものであった。

而して我が資本主義の、かくの如き高度の壓縮的、急速的な展開過程は、またその内在的矛盾の高度に壓縮的、急速的な醗酵の過程でもなければならなかつ

った。

かゝる矛盾の展開は、ついに一九二〇年の恐慌となって自らを曝露した。ましてそれは実に今次の世界の永久恐慌の導点を形成したところのものである。

この事實は、我が資本主義が後進ではあるが、今やすなはち世界資本主義の没落に合流しつゝあること、しかも世界資本主義没落の進行に於て、今や決定的な一環を形成しつゝあることを物語るものである。

我がブルジョアジーの上述の如き經濟的發展の過程が、その政治的發展の過程を規定する。

かくの如くして我がブルジョアジーの政治的自立化の第一歩は、正に我が産業資本の確立後に出発しなければならなかった。

かの一九一二年に於ける所謂「憲政擁護運動」なるものは、かくて日清日露の戦役、殊に日露の戦役により促進せられたる専制的政治勢力に対する、新興ブルジョアジーの政治的勢力——民主主義的政治勢力——の反抗の第一歩を形成するものであった。

そしてかの世界大戦の開始後暫くにして（一九一五年、一六年頃より）一時勃然として展開したる我が小ブルジョアジーの反抗運動——所謂「デモクラシイの運動」——は我がブルジョアジーの政治的自立化の進展のために、却って道を清めるものであった。

一九二二年より一九二四年にわたる我がブルジョア政党の新なる分離、結合、融合、発生等は我が産業資本の支配より金融資本の支配への過渡の政治的表現に外ならぬ。

一九二五年の所謂「三派提携の護憲運動」なるもの、並に、此の三派聯立内閣の政綱——貴族院改革、普通選挙法、治安維持法の制定等々——は、我がブルジョアジーがその民主主義——その独自の政治形態——の樹立のためにするところの運動の到達点と共に崩壊点を形成するものである。

おもふに、右の政治運動は、今や最も端的に金融資本の利益を代表する憲政会を主班とするかの三派が、こゝに専制的政治勢力の牙城にまで肉迫したることに於て、その政治的自立化の到達点に到達すると共に、その政治的自立化完成のために、こゝにその対立、労働者階級をも動員せずにはゐられない必然に迫られつゝある点に於て、正にその政治的自立化の崩壊点を形成しつゝあるものと云はねばならぬ。

而してかの如く我がブルジョアジーが、未だその独自の政治形態——ブルジョアデモクラシー——所謂「政治的自由」を完成し確立するに至らずして、こゝに早くも、その政治的自立化の到達点に到達すると共に、その崩壊点の出発を決意して、今や新なる支配形態——所謂ファッショ的ブルジョア独裁形態を探索し、主張しつゝあると云ふことは、我がブルジョア＝デモクラシー確立完成の過程が、今やこゝに変質せられつゝあることを指示説明するものでなければならぬ。

二．我が無産階級

我が資本主義が上述の如くして、漸くその自立的発展を開始すると共に、我が労働者階級は、必然にまた、自らを労働者階級として意識し始めた。

これ我々が、我が労働運動の端初をば、かの日清戦争の直後、すなはち一八九七年、一八九八年に於てみたる所以である。

そして、こゝに我国初期の社会主義者と社会政策家との論争が展開された。

しかしながら、我資本主義展開の状況と政府の労働運動鎮圧法制定——（一九〇〇年に於ける「治安警察法」の制定）——とにより、こゝに展開し始めた我が労働運動は必然に自らを、直に永く、その正常の展開にまでつき進ましむることなくして終った。

我が労働運動が、今日の規模に於て、真実に展開し始めたのは、世界大戦直後、即ち一九一八年以降

の事に属する。けだし、こゝに初めて我が資本主義は、その発展確立への到達と同時に、その崩壊没落を真実に出発しはじめたからである。

世界大戦勃発後間もなく（即ち一九一五年、一九一六年頃）展開し始めた所謂「デモクラシー運動」は、こゝに、労働問題、社会主義の論議を喚起すべき機縁を導くに與つて、力あった。加ふるに、一九一七年十一月に於けるロシア革命の成功、一九一八年八月に於ける我が所謂「米騒動」なる暴動は、こゝに我が労働運動、社会主義の抬頭、勃興に大いなる衝撃を與へたのであった。

今日の規模に於ける我が労働運動の直接の端初をば、我々は、かの民主主義運動——所謂「憲政擁護運動」——の起つたと同じ一九一二年、自由主義的＝改良主義的労働組合（就中「労働総同盟」の前身たる友愛会）の設立にみるのであるが、右の如き形勢の下に、それは忽ち「戦闘的」「対抗的」傾向を帯びるに至り、爾來我が労働運動——組合運動——は、急速の進展をみるに至つたのである。

而して我が労働運動——組合運動——は、こゝにその発生勃興期——（一九一二年殊に一九一八年——一九二〇年）——に於て所謂「混合型」をとつたのであった。

これ我国當時の政治的情勢の然らしめたる必然の結果であった。

かくの如く、世界大戦直後に展開したる我が労働攻勢期は、だが、永久恐慌の開始と共に、すなはち、一九二〇年以来、資本の攻勢、しかも必死的な攻勢期に転入してしまつた。

こゝに我が労働運動——組合運動——は専ら経済行動のみに沈潜したる一九二〇年末——一九二二年前半を経て、再び「政治運動にも訴える」に至つた。

こゝに「各々の工場に於ける組合の純経済上の行動では解決することの出来ない問題が愈々重要を加

へてきた」と共に，「労働組合以外の無産階級運動（農民組合運動，部落民解放運動等々）が勃興し」，また「組合に包容することの出来ない無産階級分子の階級意識が発達した」。

殊に，こゝに，我が小農民運動並に學生運動の急速深刻なる無産階級化は，我が全無産階級運動発展の上に特に重大なるモメントを形成するものである。

如上の形勢の下に，我々は，こゝに一九二二年八月左翼の指導者による所謂「方向轉換」第一次提唱を，越へて一九二四年二月，日本労働総同盟の所謂「現実政策」の宣言をみたのであった。

かくして，「日本の無産階級運動は一九二一年，一九二二年にいたって，いちじるしく政治的の方向をとって来た」

我が左翼指導者の提唱したる所謂方向轉換論は，やがて発展して，一九二四年六月，その第二次提唱をみるに至った。

我々がこゝに，所謂方向轉換第二次提唱をみたことは，我が組合主義——（総同盟の指導精神）——が，こゝに第一段の対立闘争をみるに至ったことを意味するものである。

けだし我が左翼指導者の方向轉換論は，こゝに始めて，所謂折衷主義の方向轉換論となったものであって，その第一次提唱は全然組合主義的のものであり，かの総同盟の宣言したる現実政策と何等異るところなきものであった。

右第一段の対立闘争と共に発展しつゝあったところの，我が組合主義と組合大衆の生長との間の矛盾は，当時我々のをかれたる政治的諸条件の下にありては，必然に労働組合の分裂を招来するの外なきものであった。我々はさう考へる。

かくて，一九二五年五月「労働総同盟」は分裂し

て，こゝに我が左翼の組合たる「組合評議会」は創立せらるゝことゝなったのである。

而して，この分裂の前後頃より，すなはち，一九二五年中葉前後より我々の開始したる所謂理論的闘争と共に，組合主義はこゝにその第二段の対立——社会主義的政治闘争主義，即ち真実に全無産階級的，全変革的な政治闘争主義——真実の意義に於ける共産主義——の意識の形成をみるに至った。

かくして，一九二六年二月頃に至り，かの所謂折衷主義の方向轉換論——（当時の段階に於ける我が左翼の方向轉換論）——は轉換せられて，こゝに我々の運動が過程すべきところの方向轉換は，組合主義的闘争から社会主義的政治闘争主義への方向轉換と認めらるゝにいたり始めた。

かゝる發展轉化は何を意味するか？

それは先づ，我々左翼の前衛が，第一に，従来その自らの意識たりし所謂折衷主義——（世界史今日の發展段階における所謂折衷主義）——のもってゐた組合主義の本質から完全に離脱し始めたこと，第二に折衷主義に於ては，なほ未だ，観念的，当為的，公式的に考へらるゝに止つてゐた社会主義的意識——レーニン主義的意識——をば，その現実的，具体的，必然的形態にまで轉化成熟せしめ始めたこと。従つて無産階級全問題の真実に全無産階級的な解決のための根本的條件——主体的條件——を自らのうちに成立せしめ始めたことを意味するものである。

而して爾來我が左翼の自己批判——折衷主義の分析，批判，克服——は，正確，果敢，深刻，尖鋭に進展しつゝある。

これと共に，一方我が組合主義は，今迄その帯びてゐたところの社会主義的傾向を完全に剥落して，意識的に組合主義として自らを結成するに至った。我が組合主義者——右翼組合幹部——は，今や所謂

「経験的現実主義」の「力説」によって、——すなはち、その労働大衆をあくまで、組合運動の狭溢なる殻のうちに、蝸牛の如く退縮せしむることによって——自らを主張し維持せんとする。

我が左右両翼の対立闘争は、あわたゞしくも、既に今日、かくの如き発展段階にまで到達した。

我が組合主義は、その長期に亘る正常的、平和的發展を許されずして今や、あわたゞしくも、後退し没落しなければならない。

而して、こゝに、我々は、否、我々のみが、今や、我々自らの折衷主義を清算することによって、始めて、組合主義の——従って今日に於ける所謂右翼の指導理論の——本質並に行方を認識、測定し得ると共に、こゝに我が当面の客観的状況進行が、新に我々に課するところの問題——全無産階級の任務——の把握並に解決に堪へ得るであらう。

これよりさき、一九二五年十二月、かねて所謂「政治的方向」へその運動方向を轉換発展せしめつゝ、あったところの我が無産階級は、こゝに、全く特殊の政党形態たる全国的単一協同戦線党を創立するに至った。かの日本農民組合提唱の下に結党したる「農民労働党」即ちこれである。

この政党は、主として、我が政府の所謂共産派と目するところの四團體の加盟の故に、その存立僅かに三時間にして、一度、政府の禁止解党するところとなったが、越へて、一九二六年三月に至り、右四團體自らの意識的な加盟延期の下に、「労働農民党」として再起結党するに至った。

一九二五年三月、普通選挙法を獲得し、今こゝに、全国的単一協同戦線党を形成したる我が無産階級は、かくて、今や始めて、その全大衆的、政党的闘争の端初を開始しつゝある。

しかもみよ！この時——我が無産階級が今や始め

てその政党的な存在と活動を開始せんとするこの時、政府はかの「治安維持法」なる社会主義鎮圧法の制定によりて極力之を弾圧しつゝあるではないか？

そして我がブルジョアジーはその民主主義確立完成の一步手前で、早くも既に、新なる独裁政治の形態を要望し主張しつゝあるではないか？

如上の形勢の下に於てもなほ、否、如上の形勢の下に於ての故に、益々深刻化すべきであったところの、また実際深刻化したところの、我が左右両翼の対立闘争と共に、我々は、一九二六年四月「日本農民組合」の分裂、右翼的組合としての「日本農民組合同盟」の創立。一九二六年十月、この農民組合同盟を母胎とする非無産階級の政党——「日本農民党」の創立をみなけりならなかつた。

而して更に、一九二六年十月、右翼組合（労働総同盟）並に中間派三組合はつひに、労働農民党より脱退して、それ——新に、非無産階級の政党の樹立を劃策しつゝある。

三．我が国に於ける形勢進行の特殊性

之を要するに、我がブルジョアジーは、つひに、その政治的自立化——その独自の政治形態、ブルジョア＝デモクラシー——の正常的、平和的、公式的な確立完成を享受し得ずして、あわたゞしくも今や既に、新なるブルジョア独裁の政治形態を要望し主張しつゝあり、我無産階級また、所謂組合主義的政治闘争の正常的、平和的公式的發展期を永く享受し得ず、組合運動開始後こゝに約十年を閲みするにすぎざるに、あわたゞしくも今や既に組合主義の没落をみる。まことにあわたゞしい開展ではある。だがまたそれは我が国に於て必然的な開展でもなければならぬ。

我々は、我が形勢進行のかゝる特殊性の必然の根據をば、我が資本主義のもつところの特殊性のうち

にみ出す。我が資本主義が「後進」ではあるが今や必然に世界資本主義とその没落を合流しつゝある。しかもこの没落を決定する主要なる一環として合流しつゝあると云ふ特殊なる事情のうちに見出す。

我々は、かゝる認識の上に、我々の一般戦略並に戦術の基準をおかなければならぬ。

だが道はこゝで岐れる。我が資本主義の「後進性」のみを着眼高調するところの、我がかの右翼派並に中間派は、こゝに社会主義的政治闘争意識の急速なる展開，結成の必然を把握せず、却って、これを以て単に「後進国の過敏なる思想的感受性に基く」ものとして排斥し去ることに於て徹底的な誤謬を犯すものである。

四、日本共産党の成立過程

上の如き我が形勢進行の特殊性は、我が無産階級をして、かの欧洲先進諸国の無産階級が出発したる政党形態——所謂社会民主党乃至所謂労働党——の成立発展の段階を越へて、直ちに、全く特殊の政党形態——全面的単一的協同戦線党の結成へ赴かしめたのであった。

しかりそれは、最初から我が左翼の指導——（固より所謂折衷主義の意識による指導ではあったが）——と小農民の強固なる提携とによって促進形成させられたることに於て、無産階級の世界史の上に全く独特の政党形態を點出したるものと云はるべきであらう。

更に我々は、これよりさき、既に一九二二年十二月、所謂日本共産党の成立をみたのであった。

我が左右両翼対立闘争の深刻化、尖鋭なる理論的闘争展開の今日の発展段階は、今や、我が所謂左翼分子乃至共産分子をして質的な飛躍完成に就かしめつゝあると共に、所謂右翼乃至中間派をして、かの協同戦線党より脱退せしめ、それ〴〵非無産階級の政党の樹立を劃策せしめつゝあるのである。

一九二二年十二月立党したる所謂日本共産党は、一九二三年六月我が政府官憲の検挙するところとなり、一九二四年三月ついに一旦解体するの止むなきに至ってしまった。そしてその傳統は暫く単なるビューローとして自らを僅かに維持存続しつゝあるに過ぎなかったのである。

一九二五年五月に至り、共産党再組織準備委員会成り、一九二六年一月、先づ同志二十名を以て第一回全国代表準備会を開催した。

こゝに所謂理論的闘争の発展は、ついに一九二六年二月頃から所謂折衷主義（組合主義の本質に立脚する公式的社会主義）の清算，社会主義的政治闘争主義意識の開展をみるに至り、我々の準備運動は真に質的飛躍を遂げはじめた。

かくして、我国に於ては、こゝに始めて真に社会主義的政治闘争主義（真実の意義に於ける共産主義）の意識が戦ひとられマルクス主義—レーニン主義の基礎に立脚する所の真実の共産党の要求は勃然として起るに至った。

こゝに於てか、一九二六年九月、陣容一應新に整ひ、同志百二十五名を結束するを得るに至れるを以て、本日、即ち一九二六年十二月四日、こゝに新に全国大会を開催して日本共産党の創立を宣言する。

かゝる成立の経路が、今、我が日本共産党の現段階並にその発展の将来並に條件を指示し約束する。

第一に——我が共産党は、欧洲先進諸國に於ての如く、所謂社会民主党——（当時の世界史的発展段階に於ける所謂折衷主義の政党）——成立発展ののちに於て、それから分離成立したるものではない。

この事実は、我が共産党の敏速にして、すなほなる発展を約束するものである。またかの特殊なる無産階級党形成の一條件を形成するところの事実であり、更にまた、現に出現し、また向後出現するであらうところの組合主義的政党（既に成立せる若干の地方政党並に目下計画されつゝある「日本労働党」等）乃至非無産階級政党（「日本農民党」並に労働総

同盟の目下計画しつゝある所謂「民衆的」政党）に対する我が党活動の優越を確保するであらうところの事実である。

だが、第二に——我が党は、今日全然新に、新に展開したる社会主義的政治闘争意識——レーニン主義的政治闘争意識——の必然の帰結として創立し出発したるものではなくして、或る程度に於ては、依然かの一九二二年十二月以来の傳統——所謂折衷主義意識の傳統を直接継承残存せしめてもゐるものである。

我々はこの事実を大膽卒直に認めなければならぬ。そして特に正確、果敢、執拗なる自己批判によって、自らを今や速かに揚棄しなければならぬ。我々は揚棄し得るであらう。

五. 我が無産者革命への過程

我がブルジョアジーが、その存在発展の特殊性により、所謂政治的自由——ブルジョア＝デモクラシーを確立成就することなくして、早くも既に、ブルジョア独裁の新たな政治形態を要望し主張しつゝあることは、我々の既に究明したところである。

従つて、所謂政治的自由の確立成就是、我国に於ては、正に我が無産階級に課せられたる任務でなければならぬ。そして、無産階級解放のための運動は、此の、政治的目的自由獲得のための闘争から始まらなければならぬものである。

我が無産階級は、先づ、かゝる闘争目的を闘ひとるがために、今やかの階級的協同戦線党としての労働農民党を現実形成しつゝある。

我が共産党の指導する此の階級的協同戦線党の活動はやがて、我々をして、我が無産階級の徹底的勝利のための労働者階級と小農民との提携を準備せしめるであらう。

かくして、我々の指導する、政治的自由を闘ひとるが為の我々の当面の闘争は、やがて、それ自身の

内的にして不可避なる辯證法によって我が専制的遺制の完全なる一掃、ブルジョアジーの支配の独裁的顛覆にまで轉換し発展し得るであらう。我々はまたさうせしめなければならぬ。

六. 世界革命に於ける日本共産黨の役割

およそ、階級闘争によりてよく絶へず自らを変革する社会のみ絶へず進展することが出来る。

我が日本が、今日、東洋の先駆として歐洲先進資本主義国に伍する所以のものは、東洋の諸国が依然としてなほ、多かれ少なかれ所謂「東洋社会の固定性」を持続しつゝあるに、我が日本のみひとり、その建国二千五百年來、よく常に、敏活に、その社会変革を遂行し来りたるに由らなければならぬ。

見よ！日本は、血縁的原始共產制、地域的原始共產制、奴隸制、莊園制、分権的封建制、集権的封建制、資本主義制と、人類社会の進展が、過程すべき過程をば、一應皆これを過程し来つて、今や、こゝに無産者革命へ向つてまた急速の進行を続けつゝあるではないか？

しかしながら、よく考へてみれば、我が今日迄の幾変革何れも皆、東洋原始共產制の反映たる意識の隨性的残存の影響の故に、徹底的に遂行さるゝを得なかつたのであつた。

だが我が無産者革命は、必然にもはやかゝる不徹底さに於ては断じて行はるゝことを得ぬ。また行はれてはならぬ。けだし我が無産者階級は必然自らに集積し来つてゐる一切の所謂東洋的遺想をこゝに完全に揚棄することなくしては、自らを真に解放し得ない必然におかれてゐるからである。

かくして、我が国に於ける無産者革命の遂行は、同時に、所謂「東洋社会の固定性」の崩解に道を準備するであらう。

かゝる東洋の天地は今日、世界資本の最後の最も広大なる植民野——搾取野——として、従つてまた今日、世界資本に対立するソヴィエツト＝ロシアの社会主義的威力の来り錯交するところの舞台として、

今や正に、第二次の世界的闘争，世界的紛乱の危機を胚胎形成しつつある。

そしていま、此の東洋の一角にあり、しかもその先駆として、特殊、尖鋭なる矛盾を抱きつゝ、かくてこゝに、世界資本主義の没落に決定的な一環として自らを合流せしめつゝあるもの、これ我が日本資本主義今日の世界的地位である。

而して、我々は早くも、こゝに所謂理論的闘争によって、尖鋭なる社会主義的政治闘争主義の意識を形成展開し、成熟せしめつゝあるものである。

しかも我が日本自らが今や、闘争展開しつつあるが如き、正確果敢にして執拗なる理論的闘争は、無産者革命の既に遂行されたる一国を除いては、欧洲先進諸国のおそらく何れに於ても其の比をみざるところのものである。

かくして尖鋭なる我が共産党は、恐らく東洋を舞台として勃発するであらうところの第二次の世界的紛乱に際して、敏速果敢に、よく日本の無産者革命を遂行しうると共に、先づ、東洋を相率ゐて、世界的矛盾連鎖の決定的環を崩解せしめることによって、世界革命の成功に決定的な役割を果しうるであらう。

今や世界史の進行が特に我々に命ずる斯くの如き偉大なる使命を実現すべく、我々はこゝに、日本共産党の創立を宣言するものである。

各国の共産党よ！一致団結せよ！

一九二六年十二月四日

日本共産黨

終

米國前衛同盟規約

一．名稱

一．萬国無産同盟に加入し、米國前衛同盟（一カ国同盟支部）と稱す。

二．目的及組織原則

二．米國前衛同盟は、プロレタリアートの独裁により、わが資本主義を顛覆し、共産主義社会を実現するを目的とす。

三．この任務を遂行し得るためには、わが同盟は次の如き基本條件を以て組織されねばならぬ。

（イ）強力にして結成されたる指導中心を有する専門革命家を以て構成され

（ロ）根柢に於て無産者大衆と緊密に結合せる

（ハ）一個の統一的＝集中的組織体たること。

四．かくの如き組織は、民主主義的集中主義原則の上に立つてのみ合目的に建設され得る。

無産階級の革命的運動の、党の指導は、党そのものの中に於ける一個の集中化されたる指導を前提する。而して一個の強力なる指導の確立は、指導の発揚と作業の集中とを必要とする。

この意味に於て、集中主義は党の組織的建設の一貫的な基本原則でなければならぬ。集中主義原則は

（イ）中央部の決定が下級機関及び全般的黨員を無條件的に拘束すること。

（ロ）全般的黨員及下級機関の作業が中央部に集中することを伴ふものである。

かゝる意味に於ける集中主義は、中央部と下級

米國前衛同盟規約
一．名稱
萬国無産同盟に加入し、米國前衛同盟と稱す。
二．目的及組織原則
米國前衛同盟は、プロレタリアートの独裁により、わが資本主義を顛覆し、共産主義社会を実現するを目的とする。
三．この任務を遂行し得るためには、わが同盟は次の如き基本條件を以て組織されねばならぬ。
（イ）強力にして結成されたる指導中心を有する専門革命家を以て構成され
（ロ）根柢に於て無産者大衆と緊密に結合せる
（ハ）一個の統一的＝集中的組織体たること。
四．かくの如き組織は、民主主義的集中主義原則の上に立つてのみ合目的に建設され得る。

「規約」原本の一部（複製）

組織体及び一般党員との有機的結合が前提されて初めて実質的にその機能を発揮し得る。

而してこの有機的結合を可能ならしむるものは、無産者の民主主義原則である。無産者の民主主義原則は、その必須的條件として

(イ) 一般党員及び下級機関による上級機関の選挙、
従って

(ロ) 上級機関の、下級機関及び一般党員に対する
責任負担、

(ハ) 党員に対する党活動の公開を含む。

民主主義と結合綜合されたる集中主義＝即ち民主主義的集中主義の原則こそは、党組織の建設原則たるべきものである。

五. 党活動が集中され得るためには、党組織の統一性を必要とする。而して党の統一のための必要條件は、党内フラクションの絶対的拒否である。党の統一の必要は、多数者への少数者の服従を要求する。

六. 党の統一を確保し、党活動の集中を実質的に維持するものは、鉄の如き規律の存立である。

多数者への少数者の服従、並びに上級機関への各機関の服従は規律の存立によって確保される。規律は党存立並びに、その指導力発揮のための不可缺條件である。

規律の存立のための條件は

(イ) 党政策の正鵠並びに

(ロ) 党員の意識の一致が前提されて、

(ハ) 党員の献身的精神及び党員の自己活動、である。

七. 党が無産階級運動を持続的に指導し得るためには、党が無産者大衆と、党組織の根柢を以て緊密に結合することが必要である。而してこの結合組織的表現は、党組織の基礎としての党細胞である。

党細胞は党中心と党外大衆との結合のための媒介体であり、大衆への党指導の発揚と、党作業の集中とのための基礎的組織体であり、従って党細胞は工場を主たる足場とする様に組織さるべきで

ある。

(工場細胞)

また党はあらゆる党外団体内に党員フラクションを構成し、それを通じて党外組織体に対する党の指導を発揚し、党の感化を伸張せねばならぬ。

八. 以上の党活動の実効的發揮のためには、最後に、党の構成員が各自能動的積極的に党の日常活動に參與することが必要である。党員が日常的党活動に參與し得るためには、各党員があますところなく党の基礎的組織の一に編入されねばならぬ。

党員の能動的党活動は、各党員が徹底せる共産主義者意識——社会主義的政治闘争主義の意識の上に立つことが前提される。

従って党は党の機能の發揮のために、次の如き条件を具備せる成員を以て構成されねばならぬ。

(イ) 社会主義的政治闘争意識の上に立つこと。

(ロ) 能動的に党活動に参加すること。

(ハ) 規律への無條件的服従。

九. 党は以上の諸原則に基き、客観的諸関係の変化、党の闘争条件の変化に応じて、その組織の方針及び形態を変更する。党はその下に活動する諸関係に応じて、迅速に且つ合目的に組織を変化し得る弾力性を有しなければならぬ。

一〇. 最後に党の組織原則は、党そのもの、生存及び発展の前には伸縮されねばならぬ、

一一. 以上により党はその発展の現段階に鑑み、次ぎの組織方針及び組織形態を採る。

三. 党員資格

一. 党員たるものは、党の綱領及び規約を承認し、能動的に党活動に参加し、党の規律に服し、且つ党費を正規的に納付するものとす。

二. 党員は充分なる吟味を経て次の手続きにより採用される。

(イ) 党細胞総会の全員一致的推薦により、党中央委員会の承認を経て決定す。

(ロ) 又は直接に党中央委員会の決議により決定することを得。

四．党大会

三．党の最高機関は党大会とす。党大会は党の宣言，綱領，及規約を決定し，政策上，戦術上及び組織上の重要方針を決定す。

党大会は中央委員会及び統制委員会の報告を受け，中央委員会及び統制委員会委員長を選挙す。

四．党大会は毎年一回中央委員会之を召集す。

中央委員会は必要と認めたる場合は，臨時党大会を召集することを得。

五．大会の構成及び代議員数，並びに選出方法は中央委員会之を定む。

党大会は協議会（コンフエレンツ）を以てこれに代ふることを得。その構成及び選出は前項に準ず。

五．中央委員会及びその機関

六．中央委員会は党大会より選出さる。中央委員会委員欠員の際は，大会に依り選出されたる候補者より同じくその順位に従って補充す。

七．中央委員会は党大会と大会との間に於ける最高の議決並に執行機関にして，党の総体的作業を指導し，種々の党機関を組織し，機関紙主筆を選任し，各種党組織体を任命す。

中央委員会議長は，中央委員会より選挙され，中央委員会を代表し，党のあらゆる機関及び会合に臨むことを得。

八．中央委員会はその成員より常任委員会を選挙す。中央委員会議長は常任委員会議長を兼ね。

常任委員会は常設機関として中央委員会々議と次期中央委員会々議との間に於ける党の全般的作業を指導し，党勢力の配分を行ふ。

国際上及び会計上の事項は常任委員会の専属事項とす。

九．中央委員会内に政治的事項の決定のため，並に機関紙編輯統制のために政治部，並に組織的事項決定のために組織部を置く。

両部は中央委員会より選出され，各部の長は常任委員会委員を兼ね。

一〇．常任委員会の下に事務局（セクレタリアート）を置く。

事務局は中央機関の執行を補助し，中央部と下級諸機関との間の連絡を司り，党員の登録及び党費の徴収を行ひ，その他諸般の日常的事務を処理す。

一一．中央委員会はその下に煽動宣傳上の仕事のため，政党的仕事のため，労働組合に関する仕事のため，農民に関する仕事のためその他必要に応じて夫々専門委員会を任命す。

六．地方機関

一二．中央委員会は地方委員会を任命す。

地方委員会はその任務として

（イ）党中央部と当該地方の党細胞との連絡的事務を司り

（ロ）党中央部により決定されたる方針に基き，その地方的範囲に於ける政治的及組織的の日常的事項を決定執行し，

（ハ）地方的党細胞の諸活動を直接に指導統制する。

七．党細胞

一三．党細胞は党組織の基礎である。一細胞は最大限五名の党員を以て構成され，一名の幹事を置く。幹事は地方委員会の決定により中央委員会の承認を経て，又は直接に中央委員会之を任命す。

各党員は地方委員会の決定により中央委員会の承認を経て，乃至は直接に中央委員会の決定により夫々細胞に編入される。

一四．党細胞はその任務として

（イ）党中央部と無産者大衆とを結合する組織体として党の決定を大衆の間に実現し

（ロ）党員の活動及び意見を組織的に上部に反映し

（ハ）党員たるべきものを養成吸収する。

八．党外団体フラクシヨン・ビューロー

一五．党外団体各部組織内に二名以上の党員の存在する場合，その各部組織内にフラクシヨン・ビューローを構成す。フラクシヨン・ビューローは党

外団体に党の政策を実現し、党の感化を強め、これに対するコントロールを実現することを任務とする。

フラクシオン・ビューローは最大限五名を以て構成さる。

組織の全国的範囲に亘るものに関しては、党中央委員会により地方的範囲に亘るものに関しては、その地方の党地方委員会により、党中央委員会の承認を経て任命され、その各々の指導の下に置かる。

九．統制委員会

一六．統制委員会は党大会により選挙されたる委員長、並に委員長により推薦され中央委員会により任命されたる若干名の党員を以て構成さる。

統制委員会は

(イ) 中央機関の活動

(ロ) 党の会計上の事項を監査し、

(ハ) 中央機関の規律を監視し、

(ニ) 党の規律上の重大なる紛争を裁断す。

一七．統制委員会委員長は、発言権を以って党中央委員会に臨む。

また委員会の仕事の必要に応じて党のあらゆる機関及び会合に出席する権利を有し、中央委員会

の同意の下に、中央委員会を通じて統制委員会の必要に応じてあらゆる党員を召喚することを得。

一八．統制委員会の決議は中央委員会により変更さるゝを得ず。

但し中央委員会の同意の下にのみ効力を生じ、且つ中央委員会により実行さるゝものとす。

両者の意見の一致をみざるときは、両者の協議会により決定さるゝものとす。

一〇．規 律

一九．党規律の無條件的遵守は、党員及び党機関の最重要義務にして規律を侵害せる者は処罰さる。

規律侵害の事項は、当該各細胞総会、当該各委員会全員会議に於て取扱はれ、その結果は少数意見を附して上級機関を通じて中央委員会に上申され、中央委員会之に決定を與ふ。

中央委員会は必要に応じ規律委員会を任命す。

一一．党 費

二〇．党員は党費を定期的に納付する義務を有す。但し収入源を有せざる者はその限間に亘り納付義務を免除さる。

党費額は党大会又は中央委員会之を定む。